

質問書に対する回答④

件名) 関東支社管内無線LAN機器等設置業務

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	仕様書 3-7・3-8	配線・AP取り付け作業は、建業法の定める工事作業となり、脚立を使用した作業が想定されます。 労働安全衛生法の観点からも、元請け社員の立会が必要と考えますが、相違ないでしょうか。	本業務は、役務作業となりますが、受注者の方には立会をお願いします。